

障害福祉サービス事業の動向について

- 令和元年10月1日からの改正について
 1. 報酬改定
 2. 就学前障がい児の発達支援の無償化
- 平成31年4月1日からの改正について
 1. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修等の改定
相談支援専門員の研修の改定（令和2年4月1日から）
 2. 児童指導員の資格要件等の改正
- その他
 1. 受動喫煙対策のための健康増進法改正（敷地内・屋内禁煙）
 2. 家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト
 3. 情報公表制度の協力依頼

（令和元年11月 愛媛県・松山市 集団指導資料）

1

2019年10月～改正

就学前の障がい児の発達支援の無償化について

○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）

1. 幼児教育の無償化

（具体的内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての児童の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）についても、併せて無償化を進めていく。

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抄）

1. 人づくり革命の実現と拡大

（1）人材への投資

① 幼児教育の無償化

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることとなることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

○幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日）（抄）

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。具体的には、**満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化**する。

また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする。

20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。

また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

21 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。



幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円(注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化

※ 保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持
3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)

- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

2. 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

3. 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化

- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設における質の確保・向上を図るため、指導監督の充実にに向けた取組や認可施設への移行支援など様々な取組を実施

4. 就学前の障がい児の発達支援

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する3～5歳の子供たちについても、利用料を無償化。幼稚園や保育所等を併用する場合も含む

※ 0～2歳の住民税非課税世帯については、既に無償となっている

※ 保護者から実費で徴収している費用や医療費については、無償化の対象外

5. 実施時期

- 令和元(2019)年10月1日

18

児童福祉法施行令の一部を改正する政令について

主な改正の内容

○児童福祉法施行令の一部改正

負担上限月額を定める規定において、保護者が無償化対象児童を養育している場合の負担上限月額の考え方について、新たに規定する。

- ・ **無償化対象児童のみを養育する保護者については、負担上限月額を0円とすること。**
- ・ 小学校就学前児童を複数養育する給付決定保護者又は市町村民税額77,101円未満の世帯であって負担額算定基準者を複数養育する給付決定保護者については、一定の要件を満たす児童の指定通所(入所)支援に係る費用に100分の10又は100分の5を乗じて算出した額を合算した額を負担上限月額として算定するところ、これらの児童の中に無償化対象児童がいる場合には、その分を合算の対象外とすること。
- ・ 上記のいずれにも該当しない無償化対象児童を養育する保護者の負担上限月額については、無償化児童に該当しない児童に係る費用にのみ100分の10を乗じて算出した額を負担上限月額とすること。

○経過措置

無償化対象児童の指定通所(入所)支援等に係る費用の無償化は、この政令の施行日以後に行われる指定通所(入所)支援等について適用し、同日前に行われた指定通所(入所)支援については、なお従前の例によることとする。

公布日・施行日

公布日：令和元年6月5日
施行日：令和元年10月1日

根拠法令

児童福祉法 第21条の5の3第2項第2号、第21条の5の4第3項、第21条の5の12第2項、第24条の2第2項第2号及び第24条の6第2項

児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令について

主な改正の内容

- 児童福祉法施行令の一部改正により、無償化対象児童を給付決定保護者の負担上限月額の見方について新たに規定した。
- これにより、無償化対象児童がいる期間とない期間とでは、当該給付決定保護者の負担上限月額は異なる可能性がある。
- このことについて、児童福祉法施行規則において、市町村又は都道府県は、負担上限月額に変更があったときには給付決定保護者に通知しなければならないとされているところ、今般の就学前の障害児の児童発達支援の無償化は、施行令の改正により負担上限月額を一律に変更するものであることを踏まえ、通知を不要とする改正を行う。ただし、給付決定保護者から通知の求めがある場合は、この限りでないこととする。
- 施行令の一部改正により、給付決定保護者の児童に準ずる者について厚生労働省令で定める旨新たに規定することに伴い、給付決定保護者の児童に準ずる者について、給付決定保護者と生計を一にする者であって、当該給付決定保護者の児童であったもの又は当該給付決定保護者若しくはその配偶者の直系卑属であることとする旨の規定を新設する。
- 請求省令の様式第二について、「利用者負担上限月額①」の欄には、無償化対象児童に係る請求の場合であっても無償化対象期間外と同様に市町村民税額に基づく利用者負担上限月額を記載するよう、欄外に明記する。

公布日・施行日

公布日：令和元年6月5日
施行日：令和元年10月1日

根拠法令

児童福祉法施行令 第24条、第25条の2、第27条の2及び第34条

20

障がい児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて

無償化の対象となる就学前の障がい児の発達支援の範囲については以下のとおり。

サービス内容

児童発達支援 (児童福祉法第6条の2の2)

未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う

医療型 児童発達支援 (児童福祉法第6条の2の2)

児童発達支援に加え、治療を行う

居宅訪問型 児童発達支援 (児童福祉法第6条の2の2)

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う

保育所等 訪問支援 (児童福祉法第6条の2の2)

保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う

福祉型障害児 入所施設 (児童福祉法第42条)

施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う

医療型障害児 入所施設 (児童福祉法第42条)

施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

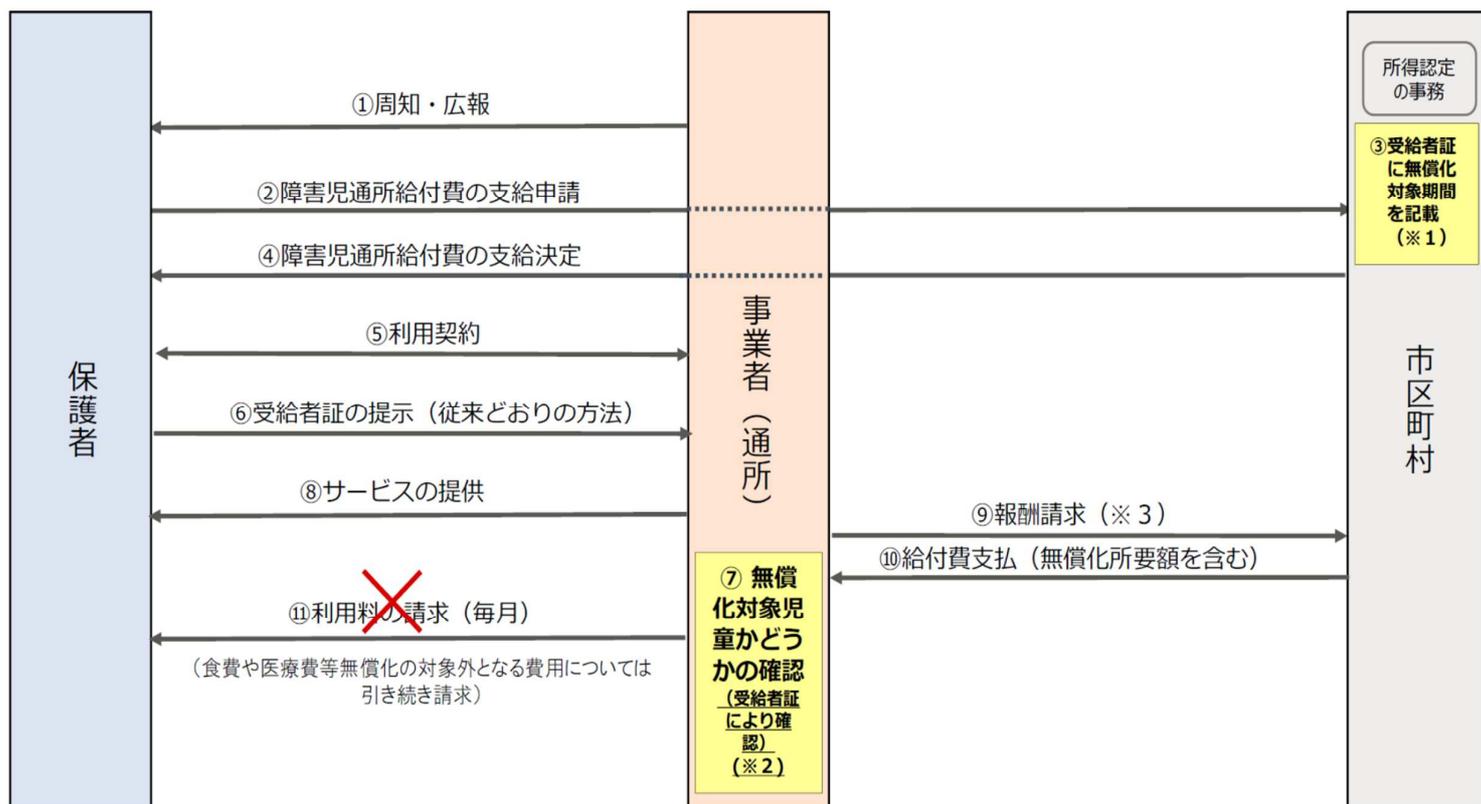
※1. 児童福祉法第21条の5の4における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用(児童福祉法第21条の5の3)、入所特定費用(児童福祉法第24条の2)及び医療にかかる利用者負担を含めない。
また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはならない。

※2. 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含む。

21

就学前障がい児の発達支援の無償化における事務のフローについて

障害児通所支援事業所の例（契約）



就学前障がい児の発達支援の無償化における事務のフローについて

【主な事務の流れ（国保連委託の例）】

市区町村：

- 保護者に対し、障害児通所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載（※1）
- （※1）令和元(2019)年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。

事業者：

- 障がい児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認（受給者証により確認）（※2）
- （※2）**受給者証が更新されるまでの令和元(2019)年10月～令和2(2020)年9月の間は、生年月日により確認。**
 - 令和元(2019)年10月～令和2(2020)年3月まで
 - … 生年月日が、平成25(2013)年4月2日から平成28(2016)年4月1日までの児童が無償化の対象
 - 令和2(2020)年4月～令和2(2020)年9月まで
 - … 生年月日が、平成26(2014)年4月2日から平成29(2017)年4月1日までの児童が無償化の対象
- 以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 保護者への利用料の請求時に、無償化対象児童の利用者負担額を請求しない。
- 国保連に対して給付費の請求書等を提出（無償化対象児童の利用者負担額は「0」とし、利用者負担額も含めて国保連に請求）

【その他(備考)】 国保連へ事務を委託していない障害児入所施設及び一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

無償化の対象者・時期

対象者の生年月日	無償化の期間	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		R1(2019).10.1～ R2(2020).3.31	R2(2020).4.1～ R3(2021).3.31	R3(2021).4.1～ R4(2022).3.31	R4(2022).4.1～ R5(2023).3.31	R5(2023).4.1～ R6(2024).3.31
H25(2013).4.2～H26(2014).4.1						
H26(2014).4.2～H27(2015).4.1				小学校入学により、無償化期間終了		
H27(2015).4.2～H28(2016).4.1						
H28(2016).4.2～H29(2017).4.1						
H29(2017).4.2～H30(2018).4.1						
H30(2018).4.2～H31(2019).4.1						

就学前障がい児の発達支援の無償化における事務のフローについて

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県番号		令和	0	1	年	1	0	月	分
助成自治体番号									
受給者証番号									
給付決定保護者氏名									
給付決定に係る障害児氏名									
利用者負担上限月額	①	3	7	2	0	0			
利用者負担上限額管理事業所									
指定事業所番号									
事業所名称									
サービス種別	6	1							
サービス内容	児童発達支援基本決定	6	1	1	5	1	1		
サービスコード	6	1	1	5	1	1			
単位数	8	2	7	1	5	1	2	4	0
回数	1	5	5	1	5	2	3	2	5
サービス単位数	6	1	6	2	4	0			
摘要									
児童発達支援基本決定	6	1	1	5	1	1			
児童発達支援指導員等加配加算 I ≥ 15	6	1	4	0	4	4			
児童発達支援加算 I	6	1	6	2	4	0			
1割相当額	1	8	3	1	2	0			
利用者負担額②									
調整後利用者負担額									
上限額管理後利用者負担額									
決定利用者負担額									
請求額	1	8	3	1	2	0			
給付費									
自治体助成分請求額									
特定入所障害児食費等給付費									

【例】

申請者

- ・課税世帯（市町村民税所得割額が28万円以上）
- ・無償化対象児童のみを養育（兄弟姉妹なし）

本来の所得区分に応じた負担上限月額を記載
※従来の記載方法から変更なし。

1 ページ

多子軽減対象児童や無償化対象児童の場合は
各々適用後の金額を記載

無償化対象児童は上限額管理が不要であるため
利用者負担額②と同額を記載

(総費用額 - 決定利用者負担額) の結果を記載
※無償化対象児童の場合、総費用額となる

項目	内容
対象範囲・要件	3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学で終了。 学校教育法第18条に基づく就学猶予（免除）の対象となった児童も、年齢にかかわらず、小学校就学までの間、無償化の対象。
事務手続き	令和元年（2019年）10月時点で受給者証に印字のない無償化対象児童は、受給者証の更新までの間、事業者がサービス費を請求する際、児童の生年月日により無償化対象児童かどうかを確認し、請求を行う。
請求方法・システム入力	無償化対象児童については、これまで事業者が利用者に請求していた利用者負担額を、事業者から国保連等への請求額に上乗せして請求。 「利用者負担上限月額①」欄はこれまでと同様、無償化でない場合の額を入力。 (システム不一致は、「警告（重度）」が発生し、市町村で審査) 「利用者負担額②」欄は、無償化適用後の金額を入力。 (システム不一致は、「エラー」が発生し、再度請求が必要)
利用料等の算定方法	無償化対象児童は利用者負担上限額管理は不要のため、利用者負担上限額管理加算も対象外 多子軽減適用世帯に無償化対象児童がいる場合、無償化対象児童も世帯の児童数に数えて算定。 (無償化対象児童分の利用者負担額は0として算定) 食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用、医療に係る利用者負担は無償化の対象に含めない。 (医療型個別減免については、福祉部分のみ無償化対象)